

平成28年度

一宮町農作業別標準労働賃金並びに機械による標準作業料金額

下記のとおり標準額を定めたので、お知らせいたします。

一宮町農業委員会
会長 峰 島 誠

区 分		金 額	備 考
田 作 業		7,700円	(1)1日当りの賃金である 但し、実労働時間は8時間とする (2)賄料は含まない (3)特殊畑は果樹、花卉等の畑である
畑 作 業 (普通畑)		6,700円	
畑 作 業 (特殊畑)		7,200円	
ト ラ ク タ ー	水田・畑耕起	5,500円	10a 当り ホパレーター付料金
	代 か き	6,200円	10a 当り ホパレーター付料金 2回かけ
	畔 塗 り	4,000円	100m 当り ホパレーター付料金 《片側》
田 植 機 植 付		6,200円	10a 当り ホパレーター付料金 苗費は含まない
コ ン バ イ ン 刈 取 脱 穀		17,000円	10a 当り ホパレーター付料金
乾 燥 及 び も み す り		2,200円	1 俵当り
も み す り		700円	1 俵当り
育 苗	硬化苗 788円 緑化苗 458円	1 箱当り	運搬費は含まない
肥 料 散 布		1,800円	10a 当り 肥料代は含まない

○期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

上記料金はあくまでも目安です。耕地の条件が異なりますので、双方で協議のうえ決定
して下さい。